

## 平成28年第9回教育委員会会議録

日 時 平成28年7月28日（木）午後2時30分 開議  
場 所 尾道市教育会館2階 会議室  
署名委員 中司委員

午後2時30分 開会

○**山北委員長** それでは、ただいまから第9回教育委員会定例会を開きます。

会議日程は印刷配付のとおりです。

本日の会議録署名委員は、中司委員をお願いします。

これより日程に入ります。

日程第1、業務報告及び行事予定を議題といたします。

行事報告及び行事予定のうち重要な項目がありましたら順次報告をお願いします。

○**信藤庶務課長** 庶務課長。庶務課に関する業務報告並びに行事予定について御報告させていただきます。まず、業務報告ですが、7月11日、広島県女性教育委員グループ総会があり、中田委員さんに御出席いただきました。本日、教育委員会定例会でございます。次に、行事予定ですが、8月10日、毎年定例で行っております教育委員会事務点検評価学識経験者会議を開催いたします。8月の教育委員会定例会は8月25日木曜日の予定でございます。以上です。

○**安藤主幹（学校施設整備担当）** 学校施設整備担当主幹。学校施設整備に関する業務報告及び行事予定を報告します。2ページをご覧ください。まず、業務報告ですけれども、栗原中学校技術教室棟の耐震改修工事が終了し、引き続き高西中学校の校舎の耐震改修工事と久保中学校屋内運動場の改築工事を進めております。また、6月から7月にかけての入札により落札となった耐震改修工事及び業務委託を追加で2件掲載させていただいております。1つ目は向東の中学校の耐震改修工事1期工事として、国の平成27年度補正予算による事業の前倒しを受けまして本年度校舎内部の耐震改修工事を予定しております。来年度2期工事として外部の耐震改修工事を予定しております。

2つ目は向島中学校の校舎の改築工事の基本・実施設計業務委託でありまして、これは当初耐震補強を検討していたところですが、コンクリートの強度が弱いということで3階部分の減築が必要となり、改築へ変更した建物です。今後改築校舎のレイアウト等について比較検討を行い、その後実施設計に

着手する予定です。

次に、行事予定ですけれども、これは引き続き校舎の耐震改修工事と屋内運動場の改築工事を、また校舎の改築に向けて基本・実施設計をそれぞれ行う予定です。以上です。

○河本生涯学習課長補佐 生涯学習課長補佐。生涯学習課の業務報告並びに行事予定を報告いたします。3ページをご覧ください。業務報告でございますが、7月4日に尾道市社会教育委員会議を開催しました。続いて、5日に尾道市立図書館協議会を、6日には尾道市勤労青少年ホーム運営委員会を開催しました。また、7月27日から全国高等学校総合体育大会サッカー競技が備後運動公園で開催中でございます。行事予定でございますが、7月29日から8月8日にかけて全国高等学校総合体育大会ソフトボール競技が行われます。また、8月10日から11日にかけて今治市で尾道市今治市少年スポーツ交歓大会軟式野球とサッカー、尾道市でミニバスケットが行われます。また、8月21日に第5回おのみちキッズフェスタを尾道市民センターむかいしまで開催いたします。

続きまして、各図書館について御報告いたします。4ページをご覧ください。まず、中央図書館の業務報告ですが、毎月の定例行事に加え7月27日に子ども1日図書館員を行い、市内の小学校5、6年生が受け付け業務の体験やポップカードづくりなどの業務体験を行いました。行事予定ですが、引き続き7月29日に子ども1日図書館員を行います。

みつぎ子ども図書館の業務報告ですが、7月18日にハンドベル・サマーコンサートを行いました。行事予定につきましては、8月9日から10日に小学生チャレンジ図書館員を行います。

瀬戸田図書館の業務報告につきましては記載のとおりです。行事予定につきましては、8月13日に夏休みおはなし会スペシャルを開催いたします。

6ページをお開きください。向島子ども図書館の業務報告につきましては記載のとおりでございます。行事予定につきましては、8月2日に虫の教室として標本づくりを開催します。また、8月23日から26日まで向東中学校の生徒が職場体験を行います。

因島図書館の業務報告につきましては記載のとおりでございます。行事予定につきましては、7月31日に夏の音楽祭としてギターやしの笛などの演奏を、また図書館夏まつりとして8月7日に宮沢賢治のDVD上映や児童雑誌リサイクル、8月11日に親子で楽しむパズルブロック遊びをそれぞれ行います。各図書館とも7月に引き続き8月も夏休み特集コーナーや課題図書などの展示や子供向け行事などで夏休みに関連した企画を予定しております。以上です。

○細谷因島瀬戸田地域教育課長 因島瀬戸田地域教育課長。因島瀬戸田地域教育課の業務報告並びに行事予定を御報告いたします。8ページをご覧ください。業務報告及び行事予定については、いずれも記載のとおりでございます。なお、記載はしておりませんが、今後防災関係で各公民館の協力をお願いする臨時の館長会議を検討しております。以上でございます。

○小林美術館長 美術館長。美術館の業務報告並びに行事予定を尾道市立美術館から順次報告します。9ページをご覧ください。最初に、尾道市立美術館について御説明します。6月25日から8月14日まで特別展「岩合光昭写真展ねこ」を開催しておりますが、大変な入館者で職員手づくり商品や地元作家の商品が品切れとなり、商品の製作や追加発注を幾度となく行っているのが現状でございます。7月27日現在で7月の入館者は8,584名を数え、1日当たり357名の入館でございます。この展覧会の1万人達成は明日の午後と想定しております。7月16日には岩合光昭さんによるギャラリートークとサイン会を実施し、ギャラリートーク380名、サイン会279名の参加があり、大盛況でございます。

次に、行事予定でございますが、特別展「岩合光昭写真展 ねこ」の最終日、8月14日に美術館職員による「フェイスペイント ねこになろう！」と「ねこづくりワークショップ」を行います。

続きまして、8月20日から10月2日まで特別展「写楽と豊国 役者絵と美人画の流れ」を開催します。この展覧会は写楽と豊国を軸に寛政期の浮世絵から幕末に至る歌川派の役者絵と美人画の流れを紹介します。江戸の人々を夢中にさせた役者や力自慢の力士たちと寛政三大美人と言われた評判娘などの作品を御堪能いただければと思います。また、展覧会翌日の8月21日には写楽の秘密にされた記録や出品作品、そして私生活の謎について写楽にまつわるミステリーの記念講演会を国際浮世絵学会常任理事の中右瑛さんをお願いしております。あわせてギャラリートークもお願いしております。8月23日には記念コンサートとして「ジャポニズムを愛したパリの作曲家たち」第8回ミュージアムコンサートを大村圭子さんのピアノソロにより2階ロビーで開催を予定しております。圓鋸勝三彫刻美術館及び平山郁夫美術館につきましては記載のとおりでございます。以上です。

○瀬戸学校経営企画課長 学校経営企画課長。学校経営企画課に係る業務報告並びに行事予定について御報告いたします。10ページをご覧ください。まず、業務報告についてですが、7月5日火曜日、小中学校校長会を行いました。7月6日水曜日に木ノ庄西小、7月8日金曜日に原田小、7月19日火曜日、木ノ庄東小とそれぞれ統合に係る保護者、地域との協議を行いました。今回は遠距離

通学対策としてのスクールバス、制服、体操服などの規定品、閉校式の日程等について教育委員会から提案をしております。7月7日木曜日、教育長ミーティングを行いました。県教育委員会から北川参与様を初め坂村社会教育監、中村主任においでいただき、浦崎小学校、浦崎中学校及び浦崎公民館を視察いただきました。その後、教育会館において教育長との面談を行い、教育総務部、学校教育部の順に取組等について御説明いたしました。その後、各課から県教育委員会への要望をしております。7月8日金曜日から7月19日火曜日まで広島県東部教育事務所による全校訪問を行いました。これで全ての学校を訪問いただいたということになります。7月11日月曜日、臨時尾道市小中学校校長会議を行いました。教育委員の皆様には事前に電話にて御報告させていただきましたとおり、7月8日金曜日に小学校の教諭が懲戒処分を受けました。このことを受けて事案の概要説明と再発防止に向けた取組等について臨時に校長会議を行う中で指導したというものです。7月13日水曜日、尾道市広域通信制・単位制高等学校、師友塾高等学校の審議会を行いました。

続いて、行事予定について御報告いたします。本日7月28日木曜日、夜ではございますが、木頃小の保護者、地域との統合に係る協議を行います。行事報告とするのがよいのか、行事予定というのが適切なのか迷うところですが、この日程が決まったのが遅かったので漏れております。7月29日金曜日、学校経営サブリダー研修会、8月25日月曜日に小中学校校長会議です。以上です。

○**杉原教育指導課長** 教育指導課長。教育指導課に係る業務報告並びに行事予定について御説明申し上げます。11ページをご覧ください。初めに、業務報告です。7月5日から7日、中華民国金門縣から小学校5年生200名、引率教諭20名、教育委員会関係者4名が尾道市に滞在し、市内小学生との交流を実施いたしました。5日の日は高須小学校において全体の歓迎会を、6日と7日は市内小学校20校において金門縣の児童が尾道市の児童と一緒に学習いたしました。言葉も文化も異なる中で子供同士が工夫しながらコミュニケーションをとり、ともに活動することを通して短い時間ではありましたが心を通い合わせることができ、とてもよい体験となったようです。なお、7月9日に予定していた「目指せ！全国へ」プロジェクト事業は前日からの大雨警報のため中止いたしました。

続いて、行事予定です。8月3日、尾道教育研究会全体研修会を実施いたします。今年から会場をしまなみ交流館に移し、幼稚園、小学校、中学校の実践発表の後、福岡教育大学河野准教授による講演を予定しています。尾道教育みらいプラン3年目のまとめと広島県が進める「学びの変革」アクション・プラ

ンの方向性について全体で共通理解を図る会になるよう現在準備を進めているところ。その他については記載のとおりです。以上です。

○山北委員長 教育指導課の行事予定が最終ページということでわかるように、今日の審議がありません。ということで、業務報告、行事予定についての御意見をいつもより長くいただきたいのですが、ありませんでしょうか。

庶務課、8月10日、教育委員会事務点検評価学識経験者会議での何か特別確認するような御意見はありませんでしたか。

○信藤庶務課長 8月10日です。

○山北委員長 これからです。また、確認してやってください。

それから、主幹、向島中学校校舎の改築等を御報告いただきましたが、新聞に載っていた全国最下位から44位になったという耐震化、これにはこういう予定はまだ入っていないのです。

○安藤主幹（学校施設整備担当） 学校施設整備担当主幹。新聞等で報道されておりますのは、あくまでも28年4月1日現在の耐震化率なものですから、今御質問のありました向島中学校の耐震補強、耐震改修の分については、まだこれから基本・実施設計ですので、率としては反映されてないです。以上です。

○山北委員長 4月ごとに確認が出るのですかね。

○安藤主幹（学校施設整備担当） 毎年4月1日現在での報告です。

○山北委員長 来年4月までは尾道は最低と言われ続けるのかね。

○安藤主幹（学校施設整備担当） 尾道市よりは耐震化率の低い自治体はまだほかにも幾つかあります。

○中司委員 あと幾つあるのです。

○佐藤教育長 市が2つ、町が1つでした。

○安藤主幹（学校施設整備担当） 低いところは福山市、それから福山市は75.1%、それから江田島市が85.7%、それから安芸太田町が75.1%でして、まだ尾道市よりは低い自治体が3自治体あります。

○山北委員長 尾道が幾らでしたかね。

○安藤主幹（学校施設整備担当） 尾道は91.8%で、23位中20位となっております。

○中司委員 ほかはほとんど100%に近いということですよ。

○山北委員長 一応工事が終わったという。

○佐藤教育長 半分ぐらいでしたかね。

○安藤主幹（学校施設整備担当） 国のこの公表資料によりますと、概ね8割程度の自治体で、もう耐震化は完了しているという公表はされておりました。

- 山北委員長 わかりました。ほかにありませんか。
- 村井委員 6月の集中豪雨やらその他で学校や公民館が避難所になつとるようなケースはあったのでしょうか。で、現状はどうなっていますか。
- 信藤庶務課長 庶務課長。ただいまの御質問ですが、このたびの集中豪雨では尾道市にも災害対策本部も設置をされまして、こちらの要請に基づきまして学校施設等、特に体育館、公民館等ですけれども避難所として開設をしてほしいという要請がございましたので、この要請に基づきまして対応させていただきました。
- 村井委員 具体的には。
- 信藤庶務課長 庶務課長。実際には避難所の開設については、市の中に教育委員会とは別に避難所の開設のためのそれぞれの地域ごとに職員によるチームがございまして、そのチームリーダーが本部からの指示に基づいてそれぞれの施設の管理者から鍵を預かり避難所を開設するという形で実際に開設をされております。実際に開設をしたけれども避難者がいらっしやるところもあればそうでないところもあるという状況がございましたが、私どものほうに具体的に避難者の実態がこうであるということで明確には個別に資料を提供していただいているという状況にはございませんでした。
- 村井委員 そうすると、学校や公民館を提供はするけれども、その指示命令系統は総務部ということですね。わかりました。
- 佐藤教育長 教育長。今、村井委員さんおっしゃったとおりなのですが、このたびは特に通常は学校を開いてないときの状況がそういう形なのですが、学校を開いていて、なお災害がありましたので、本部のほうからの指示で教育委員会の庶務課に日中体育館の使用をさせてほしいという要請がこのたびはありました。それを受けて学校長と協議をする中で子供たち、体育の授業等も一部体育館ではあったように聞いておりますけれども、それを曲げて避難者の方を優先対応ということも行っております。
- それと公民館においては三庄公民館とか、ほかにもあったと思うのですが、家が土砂崩れか何かということで、長期に、現状は、もう多分解消されているのだと思いますけれども、三庄公民館ともう一つ長期に公民館を開いたということで、公民館長さんたちにも、ちょっと御厄介をおかけしたケースもありました。以上です。
- 山北委員長 最近の災害は大雨で都市ゲリラ風、地方といえどもゲリラ豪雨です。この前も公民館への避難場所の指示が携帯に入りましたよね、何度も。
- 佐藤教育長 避難指示。

- 山北委員長 そう。でも見たら、何か自分たちに関係ないような、関係ないと言っては失礼なのだけれども、でもそれ鳴りますね。そうすると、これから秋のコンサートシーズンが近いとき、音楽コンクールのときに雨で鳴ったらどうするのです。ということは、マナーモードかスイッチオフにしてくださいではなくて、マナーモードはやめてくださいってやりますか。
- 佐藤教育長 オフのときも。
- 山北委員長 スwitchオフがそうだとしたら、それはまるで管理社会ではないですか。
- 佐藤教育長 多分そう聞いたような気がするのですよね。スイッチを切っていてもエリアメールが強制的に鳴るといふうに聞きました。
- 山北委員長 それはおかしくない。
- 佐藤教育長 それをどうと言われても。
- 山北委員長 命にかかわると言っても、その程度があるから。行政マンはきちんと知らせなかったら、後で何言われるかわからないと思って、わずかなことでも言うておかないと…
- 中司委員 わずかなことでは。
- 山北委員長 いや、わずかなことの意味は、それぞれが違うのだから。誰か詳しい人いますか。オフにしているだけでもだめなのですかね。
- 佐藤教育長 そういうふうな設定にしてあるというふうに聞きました。
- 山北委員長 これは確認したほうがいいですね。
- 佐藤教育長 一応確認して。
- 山北委員長 もしオフでも鳴るのだったら、携帯持ち込むなということなので。もう鳴って子供たちが人生で一度のグランプリとるときになって、中断とって、それは命にかかわることだと言えば別だけれども、それでもどうなのだろう。音楽コンクール担当は、どういう了見ですか。
- 杉原教育指導課長 教育指導課長。恐らくそういった緊急的な警報が出るような事態でまずコンクールを実施しているかどうかということがあってはないかと思います。ただ、一番怖いのは予測できない地震ですよ、地震が発生したときにそういうふうなことが起こる可能性はありますが、そうなったときはやはり。
- 山北委員長 地震が発生したら、早くみんなを逃げささなければいけない。
- 杉原教育指導課長 そのときは、もうそれは鳴らないと。
- 山北委員長 でも、この前の大雨でどこかが土砂崩れで何か初めて聞くような公民館の名前が避難場所ですというのを見ても。ごめんなさい。雨が降らない

可能性もあるでしょう。

○佐藤教育長 教育長。エリアメール、これがエリアを固定して出せるときと全エリアをいうケースがあって、この担当の部署に聞きますと、このたびの分はもう全地域へそれは出さざるを得なかったと。今おっしゃられるように自分に必要な情報をとというお気持ちは非常によくわかるのですが、なかなかそういう出し方を本部というか出し手側のほうからは。

○山北委員長 それは無理です。

○佐藤教育長 設定をしにくいので、そういう出し方をさせてもらっている。

○山北委員長 ただ、それを拒否する権利はあるのではないかと考えている。出し手の難しさはよくわかるのです。

○佐藤教育長 最大公約数のところで出す。

○山北委員長 いや、情報を出すのはいいのですよ。けれども、それを受け取らない権利というのも。音楽コンクールをやっているときに一斉に鳴るのでしょう。鳴ったときには鳴ったときという答えしか出せないのだったら出せばいいけれども、今皆さん自信を持ってそんな言い方されてないから、一遍考えといったほうがいいのではないですか。そして、どこまでの範囲なのか。この前の雨の警報はある人によってはつまらない、出すほうがつまらないと言っているのではなくて、受け取るほうは拒否してもいいような内容だったのです。これが鳴るのかと思ったのです。

○佐藤教育長 教育長。ちょっとどういう実態にあるのかというのは、今、私は先ほど申し上げたのは自分が聞いた情報の範囲なので、正しいかどうか定かではないかもしれませんが、私は正しいと思って聞いておりましたけど、一回確認もして、その後の今おっしゃった部分との対応のことも含めてちょっと情報収集して判断したいというふうに思います。

○山北委員長 音楽コンクールまでには結論を出して、そのアナウンスをどうするか、マナーモードはだめ、それか携帯は持ち込み禁止とか、子供たちにとってはあの程度の雨と私たちの歌といますから、でも為政者はこの程度でも雨でクレームが来たらいかんといっしてすると、その意識の度合いが違うから、対応を決めといたほうがいいのではないかと思います。

○村井委員 さっきの公民館の話ですけど、前どこかの公民館の館長に聞いたことあるのですけれど、公民館へはいろいろな部署から要望が来る。災害があったときにはこうしてくれ、その災害の担当から来る、そして福祉関係は福祉のほうから来る、教育委員会からも来る、受けるほうは1本だけれどいろいろなところから来て困るのだというような、どこかが交通整理してもらえないかとい

うような話もあったのですけれど、例えば公民館は教育委員会の管轄になっているので、それを公民館に全部それぞれが受けるのではなくて、どこかで取りまとめをして公民館の困った現状を交通整理してあげるといことはどうかと思います。それと、今の避難所になったりした場合の予算は公民館がそれぞれのところへ要求されるのか、教育委員会で公民館の予算取りまとめそれぞれの部署へとられるのか、それはどうなっているのでしょうか。

○宮本教育総務部長 教育総務部長。公民館へ各部署から要望があるというのは少し実態を私どもは把握してないのですけれども。

○村井委員 例えば青少年の補導とかは似たような団体がありますけれども、それぞれの部署がそれぞれで青少年対応をやられる。同じようなものがたくさん来てから困るから、どこかで一緒にならないだろうかというようなことは聞かれたことありました。

○宮本教育総務部長 公民館に対して何かを実施していただくという要望があるということですかね。市全体の中で公民館の体制が若干違っておりますので、その公民館のほうへ実施のお願いというのはなかなかしにくい館のほうが多かというところと多ございます。因島の公民館については体制がございまして、事務もやられているというところで、公民館に対しての要望、要請ではない部分でそちらへお願いに上がっているケースはもしかするとあるかもわかりませんけれども。

○村井委員 いや、公民館は教育委員会の関係する業務もしているけれど、他の部門の業務もしていると、こういうことなのですよ。火事とか何かがあったときもやる、それから福祉か何かから何かやってくれたらそれもやる、直接教育委員会とは関係ない請負事も多いと思うので、公民館が教育委員会の下部組織にあるのが実態としていいのか悪いのかよくわかりませんが、下部組織として公民館があるのなら、そういうよそからの受け入れも一応教育委員会で把握をしておくことが要るのではないのかなと。

○山北委員長 あわせて聞くのですけれども、今の公民館に教育委員会の関係する事業、行事等とは別に行政のいろいろな事業が公民館に来るとき教育委員会経由ではないのですか。経由ですよ。公民館は教育委員会の知らないうちにそれぞれの行政から依頼があったのを全部受けるというのもおかしい話です。教育委員会の管轄なのだから。

○宮本教育総務部長 基本的には、今委員長おっしゃられたように、教育委員会のほうで公民館の業務としてこれをやっていただきたいということではございません。

- 山北委員長 委員会以外の仕事も。
- 宮本教育総務部長 委員会以外の仕事も合併前に既に行っておられたところがございまして、市役所、町役場の出先機関として窓口業務を一部取り扱っておられたところがあります。そこは引き続き担っていただいています。
- 山北委員長 担うのは当たり前ということはないけれど、それはいいのだけれども、それも教育委員会経由で話が行って担ってもらっているかどうかというのを言っているのです。
- 宮本教育総務部長 もとを決めていますのは教育委員会ですから、公民館として正規に担っていただく部分は承知をしています。
- 山北委員長 教育委員会の担当はどこなのです。
- 宮本教育総務部長 生涯学習課、それから中央公民館です。
- 山北委員長 生涯学習課へ全部投げて答えをもらって返せばいいだけです。今の委員会から抜けた指示系統があったとしたら、これは公民館の館長が大変なことよね。それはおかしいと思うから、うちを経由しない何か指示があったら受けるなどっておけばいい。本当に責任持てない。
- 宮本教育総務部長 ケースによって公民館長がそれぞれの地区の役員をやられているケースもございまして、地域の代表といいますか、事情に詳しい方としてお話しさせていただくというケースはあるかもわかりません。
- 山北委員長 ということは、それは教育委員会と管轄は違うわけ。
- 宮本教育総務部長 違う部分ですね。
- 山北委員長 残念ながら選挙で地域の事情も絡むから、因島、瀬戸田と旧尾道と御調と、公民館の仕事を統一できなかったのは、もうしょうがないけれど、それは政策論で何か反論しないとね。でも、結局はそれぞれに分けてそれぞれの地域に合わせた。最初は選挙公約のときには統一しようという話だったのですから。第1期の市長選挙で当選されたときには、でも実際見たらとてもそんなことはできない、そしてそうでないほうが地域に合ってそれぞれ効果を発揮しているというのを市長が確認したから今のままでいこうということになりました。公民館長といえども御調が何十万円、尾道が十何万円というのも、それも業務内容でいたし方がないということは、その実態は仕方ないと思います。けれども、そうだとしたら、その実態に合わせて公民館長に来たクレームとか要望を分ける方法を公民館長に伝えておかないといけないのではないですか。
- 佐藤教育長 教育長。公民館の、要は教育委員会が所掌している公民館の業務は明確になっています。当然それによって報酬が15万円であったり10万円であったり6万6,500円というような分け方、I型、II型とか、そういうようになって

ているのです。それにプラスしたものとして先ほど部長が申し上げたように地域の各種団体のということで御調においては3万円プラスしたり、因島においてはその館の運営に当たってその公民館運営協議会のほうが雇い入れた臨時の方とか、そういった様子が違うという実態はあるけれども、教育委員会が定めた公民館の業務というのは一定の整理をされた状況になっていると。ですから、公民館の役割の部分という捉えのところがおのおの違っているから今のような御質問が出るのかもわかりませんが、基本的には同じだと。

○**山北委員長** 金額に換算している関係でも差があるように業務に違いがあり、教育委員会が定めた業務以外のことも地域としてやらざるを得ない、やっているところもあると、悪いと言っているのではないです。ということは、その業務は教育委員会経由でない命令系統の中でやっているということは、部長が言ったように全部教育委員会経由ですというわけではないということになり、今度は話しが違ってくる。もしそうだとしたら、その館長には指示が来た、教育委員会の業務なら教育委員会が受ける、市から来たらそこへ言わないとだめと言うしかない。だから、文化振興が直接頼んで教育委員会が知らないのだったら、そこへ言わないと、答えを聞かないとだめということ。だから、いろんなトラブル、クレーム、要望に館長が頭ひねって、これは教育委員会だから教育委員会に言わなければというすみ分けを館長の裁量でされる。

○**佐藤教育長** 各種団体のほうの事務もされていますから、その事務の関係においては、恐らく教育委員会の事務の分担の外にあるものだというふうには思っています。その部分を一々教育委員会を経由してというのは、当方側のその責任は持てないので。

○**山北委員長** ということは、もうあっちこっち聞いてくださいと言うしかない。だから、うちに関係ないと言ったらいけないけれども、依頼した業務でないものを教育委員会に言って、うちの職員がちょっとそれはわかりませんと言ったとしても、それは失礼なものではないと納得しておいてもらわないといけない。

○**佐藤教育長** 教育長。多分村井委員さんが言われている部分は、多分館長さんも、これが教育委員会の担当するところというふうな公民館本来の業務とそれ以外のところというのは恐らくは認識をされているので、今、村井委員さんが言われた部分は教育委員会にかかわる、関係することではないかという感じはしているのです。具体的にどういった事例のことを言われているのかがはっきりわかりませんが。また具体的にどんなケースかというのを、因島の館長さんですかね。

- 村井委員 そんなややこしいという話を聞いたのは大分前の話。
- 佐藤教育長 またちょっと地教が担当だから、どんなケースがあったのかなというのもまた確認して、館長会議等もあるわけだから、確認してまた報告してくれるかな。
- 村井委員 例えばさっきの避難所になるのは公民館とか学校、避難所にしてもいいよと、あとの采配については、もう公民館長に任せると、こういうことになるわけですね。
- 佐藤教育長 それは全然違います。基本的に公民館という場所は避難所としてお貸ししますよと。そのときにはきちんと行政の枠組みの中に避難所担当が決まっているから、その者が行って鍵を借りて運営まで全部します。このたびの件は特殊な事例で、基本的に通常はそうしますが、何日も雨が続いて、もう四六時中公民館をあけていなくてはいけないというときに、公民館担当の職員も例えば七、八人で地域の7カ所も8カ所も持っているわけだから、日中は申しわけないけれども家が例えば壊れてずっとおられているわけで、日中は申しわけないけど公民館長さん、あいとる時間はその世話をお願いしますねと、そのかわり晩はきちんと公民館担当の避難所担当が張りつきますよと。さっきちょっと学校のケースでも一部申し上げました、学校も通常は避難者担当来るけれども、日中どうしても避難者の方がおられたら、学校長さんの判断の中で学校の職員をそこへ張りつけて対応してくださいね、そういったケースを言われたのかもわかりません。ちょっと合っているかどうかわかりませんが。
- 山北委員長 公民館長でも今の教育長みたいな説明ができればいいけれども、できてないわけよね。
- 村井委員 わからないけれど、住民のためによかれを思ってしてあげたことが出しゃばったようなことになることもあるのだろうから、そこら辺の判断基準を公民館がここの教育委員会の管轄ならばちゃんと指示してあげないと困ることになるのではないかな。公民館はいろいろなことも受けるのだから、いろいろなところに聞きなさいというのではちょっといけないと思うので、教育委員会の下部組織なら、どうやったらいいのかいというところは教育委員会が、指示というのか方針を出してあげないと、あなたの判断でやりなさいというのではないかもしれないけれど、困ることがないでしょうか。
- 佐藤教育長 教育長。先ほど言いました避難所の管轄で日中の部分を、それは教育委員会へ当然災害対策本部から依頼があって、その部分は連絡を今回もさせてもらっております。けれども、通常の避難担当職員が来てやるケースです

ね、ここまで全部教育委員会へ連絡するという話になると、もう即効性というのですか、迅速性が欠けるので、そこは済みませんがダイレクトに公民館長さんがおられなくても、もうダイレクトに指揮命令系統が避難所開設まで全部できる状態でないと、そういうケースは、もうそういう形でやらせてもらわざるを得ないのですね。それとは別に公民館があいているときにどうしても避難所担当もそこに何日も経過したら対応できないようなケースは教育委員会を通して公民館長さんに今回もさせてもらったし、これからもそういう形であれば教育委員会へ、教育委員会が管轄している職務の範疇にその避難所の関係の部分に来たということですから、そういうケースはきちんと教育委員会を経由して公民館長さんに情報伝達して対応してもらっていると思います。これぐらいしか済みませんが申し上げます。

○村井委員 わかりました。公民館長会議で納得いただけるようによろしくお願いします。質問終わります。

○佐藤教育長 ちょっと状況把握もさせてください。実際に現場が困るようなことは我々も避けたいので、そういう意味で言えば、現場が困らないようにというのは同じ気持ちですから、お願いします。

○山北委員長 どうぞ。

○中司委員 夏休みに無事入ることができましたけれども、いろいろと始まったばかりですけれども、何か報告事項がありましたらお聞かせいただきたいと思えます。

○山北委員長 事件、事件はいいことも悪いことも事件ですが。

○中司委員 夏休みの状況ということで。

○山北委員長 私のところに特にない場合、うまくいっているのかなと思っているのですが、何か。

○中司委員 よかったです。

○杉原教育指導課長 教育指導課長。夏休みに入ってから中学校のほうで中体連の大会が今行われています。その中で何人かは今度全国大会に行けるような記録を出したということがございます。

○中司委員 それは、いい明るいニュースでしたね。ありがとうございます。引き続きいろいろな事故ないように無事夏休み終わられるようよろしくお願いします。

○山北委員長 それでは、日程第1、業務報告及び行事予定を終わります。

次に、前回の定例会において学校給食運営委員会が共同調理場にはあるが学校単独調理場にはないということについて質問がありました。これについて回

答お願いします。

○信藤庶務課長 庶務課長。まず、共同調理場の運営委員会でございますけれども、尾道市学校給食共同調理場設置条例に基づいて設けられたものでございましたので、この条例の制定の経過について確認をしてみました。その中でわかったことですが、随分古い通達になるのですが、昭和39年に文部省が学校給食共同調理場の設置等についてということで通達を出しております。その中身は学校給食共同調理場は教育機関に当たるので、これは条例に基づいて設置をする必要があるということで通達を出して、あわせてその中で設置条例の案というもので参考例を挙げております。その中に共同調理場の運営を適正かつ円滑にするために運営委員会を置く、またその運営委員会の中身とすれば共同調理場の運営に関する重要な事項について審議をし、所長に助言をする、その審議を行うために必要な調査研究等を行うということが位置づけられております。尾道市におきましては昭和55年になりますが栗北学校給食共同調理場を設置する際にこの条例を制定させていただいておりますが、この起案文書を確認しますと、先ほど申し上げました文部省の通達に従いまして法令に基づく教育機関として設置するということが条例をされたものだということを確認できました。

一方、学校にある単独給食調理場でございますが、これはあくまでも学校施設の一部ということでございまして、共同調理場の設置条例ということが設置することは求められておりません。学校の設置条例の中に学校施設の一部として給食調理場が設置をされておるということでございます。学校の校長先生の権限というところでございますが、具体的には学校教育の管理、所属職員の管理、学校施設の管理及び学校事務の管理ということが位置づけられておりますけれども、単独の給食調理場がある学校につきましては給食調理を実施するために必要な栄養教諭であるとか栄養士、また技術員を配置することが必要になってきますし、また学校施設の給食施設についても校長権限の中で適切に管理をするということが求められております。したがって、通常の学校の運営をする中でいろいろ関係者からの御意見を聴取して学校運営に努めるということが担保されておるという中であえてこの運営委員会の設置が義務づけられているということではないということだと思われまます。では、その単独の給食調理場において保護者の皆様とかの御意見を聴取する機会がないかということについてですが、実際には各校に状況を確認しましたが、参観日等の機会を捉えて給食の試食会等を実施されております。その中で例えば栄養教諭による説明を行ったり技術員、調理員による衛生管理に関する説明をさせていただき

ましたり、また当日の献立のレシピについたり郷土料理についてのPRをしたり、また調理場を施設見学していただいたりというような形で保護者の皆様に情報提供し、また情報を収集する機会は設けられておるとい状況はございます。ということで経過だけ申しますと、先ほど申し上げたような経過の中で単独共同調理場につきましては設置条例を設ける中で、その中で運営委員会の設置が求められているという捉えをしているところでございます。以上です。

○山北委員長 ちょっとまとめますと、この前の会議は共同調理場に保護者代表の意見を聞く場はあるが、単独調理場にはいろいろ聞いてみたら、ないのかという話でした。組織運営としてそういうシステムにしてもいいのかなという話で今課長が語る述べていただいた、そのことは条例はあると、しかし条例に細則はないから、今の調理場の運営について縛りはない。私は自由に変えられるのだというふうに理解をした。けれども、課長はその中で皆さんの意見を聞き取るシステムにはなっているから今のままでいいのではないですかというふうに聞こえた。気持ちはそうなのですか。

○信藤庶務課長 庶務課長。今の議論の中で言うと、単独給食調理場、共同調理場という2つの種類の中でのことになっておりますけれども、現在尾道市としましては民間の調理場施設を活用したデリバリー給食も実施をさせていただいているという状況もございます。

ということを考えていきますと、今例えば国が求めている部分の中ではそういう枠組みということでもありますけれども、いろいろな形態の中で保護者の方の御意見を聞いていく場という形がどういったものが適切なのか、まだ今の段階で具体的なものはお示しできませんけれども、いろいろな形態も出てきている中で、そういう場が、適切な場が何かこれにかわるようなものが検討できるのではないかなあというふうな思いは持っています。

○山北委員長 方向は同じ。そういうのをつくってもいいかなということですね。

○信藤庶務課長 先ほど申し上げましたように単独給食、共同調理場という枠組みではないところも現実出てきている、その中で皆様の御意見を聞くような場が何か必要なのかな。逆に私どもが進めているデリバリー給食のことにつきましても保護者の皆様にPRする場としても、そういう位置づけで何らかのそういう委員会なり組織なり部分がもしできるのであれば、我々の思いの部分であり、その実態の部分もお伝えできるのではないかと思いますので、どういことができるのかという部分についてはこれからいろいろ内部検討してみたい。

○山北委員長 少し方向が同じだからこういうまとめ方はどうかと思うのです

が、共同調理場という流れから統廃合に向けて単独調理場という小学校は流れになっているということは、あちこちの単独調理場でいろいろな意見と問題とクレームがこれから出てくると。それを引き上げて、もっといいものにするためにも、なぜ単独調理場のほうの運営委員会に保護者や母親代表の声がないのかという疑問から来たので、もしそれが業務上たくさんの仕事をふやしてしまうということがなければ、そういう委員の参加というのも一度考えてみていただいたらと思います。そして、それはそこへ行ってまた栄養士さんや調理員さんにもっとああしてくれ、こうしてくれという話が出てくるということではなくて、そこでうちの職員も栄養士さんも調理員さんも本当に一生懸命やっておられる。この前試食をしてもいい給食だったりするから、デリバリー給食への中身の検討も、そういう頑張っておられる姿を保護者にも見せて、そしてその保護者がPTAの会合でこういうことですよというのをきちんと伝えてくれれば、うちの職員がかかわっていることに理解が深まるのではないかと思うのです。そういうために入ってもらおうという思いがあるのです。けれども、現実余り混乱してもいけないから、そういう意味でそういう参加が可能かどうかをシステムとして一度検討していただけたら。今日は報告いただいたのは条例その他でいってもそのことはやっていける、何の縛りもないというのが確認できたと思うので、どうですか、教育長、いいですか。

○佐藤教育長 教育長。今、言っていた部分も含めて、その給食だけに特化した形の組織を新たにつくるのがいいのか、また今学校には学校評議員であったり評価審査委員会であったり、そういった場もないわけではない。今までそういった議論をその場でやっていないということもあるのかもわかりません。私自身の捉えとすれば、今言っていたこと、それからまた当然学校給食へのいろいろなアプローチの仕方を制度的に見直していくタイミングでもありますから、前向きにどういったことが一番いいのかということも含めて、ちょっと事務局的に検討をさせてもらって、またこの場にそういった提案もさせていただきたいというふうに思います。

○山北委員長 という流れでいいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山北委員長 それでは、これの回答については、そういうことで、また次回、いいシステムができればありがたいですねということで御検討ください。

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山北委員長 それでは、以上で日程第1を終わります。

以上をもって本日の日程は終了しました。

これをもって本日の会議は散会すると同時に、第9回教育委員会定例会を閉会いたします。

なお、次回の定例教育委員会は8月25日を予定しております。

ありがとうございました。

午後3時30分 閉会